令和８年10月27日
滋賀県公安委員会

湖南市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送用の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	関係者
美松	南進：湖南市中央二丁目86番地先	滋賀タクシー株式会社が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第３条の３第３号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車であって、あいのりと称するものに限る。	当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。	令和８年11月１日から当面の間	湖南市長 滋賀県公安委員会 近畿運輸局長 滋賀バス株式会社
	北進：湖南市中央三丁目33番地先				
甲西駅北口	湖南市針420番１号地先（南進）				
甲西中学校	南進：湖南市針283番３号地先				
	北進：湖南市平松104番11号地先				
夏見新田	西進：湖南市夏見1052番１号				
	東進：湖南市夏見1160番１号地先				
大池町	湖南市柑子袋15番地先（西進）				
仲町	湖南市柑子袋784番１号地先（西進）				
石部南	湖南市石部南七丁目12番２号 地先（北進）				
石部南口	湖南市石部が丘一丁目3814番地先（北進）				
医療センター	湖南市石部東五丁目4313番１号地先（南進）				
三雲駅	湖南市三雲450番１号地先（北進）				